

令和2年度 「後期工事監査」における担当部署等一覧（指摘）

No	表題	担当部署	措置状況		公表日
			措置済み	検討中	
1	長崎駅周辺土地区画整理事業長崎駅西通り線道路改良工事(その5)	まちづくり部 長崎駅周辺整備室	○		令和3年10月27日
2	長崎駅周辺土地区画整理事業長崎駅西通り線道路改良工事(その5)	まちづくり部 長崎駅周辺整備室	○		令和3年10月27日
3	長崎駅周辺土地区画整理事業長崎駅西通り線道路改良工事(その5)	まちづくり部 長崎駅周辺整備室	○		令和3年10月27日
4	南山手地区環境整備工事(1)	まちづくり部 景観推進室	○		令和3年10月27日
5	東望海岸高潮対策工事	東総合事務所 地域整備課	○		令和3年10月27日
6	東望海岸高潮対策工事	東総合事務所 地域整備課	○		令和3年10月27日

令和2年度 「後期工事監査」における措置状況等一覧（指摘）

No	指摘内容	担当部署	措置状況		理由・内容等
			措置済み	検討中	
1	さく岩機を使用した構造物とりこわし工において、騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業の届出をしていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。	まちづくり部 長崎駅周辺整備室	○		部長、部内の所属長及び工事担当係長による研修会、室内の工事担当者による研修会を開催し、今回の事案に関する諸法令の再確認と事案が発生した原因の共有を行い、法令遵守のための監督指導の徹底について、職員への周知を図った。（R3.2） また、受注者に対して通知文を提出し、指導を行った。（R3.3）
2	バックホウによる掘削の際、労働安全衛生規則に基づく作業員の立入禁止や誘導者の配置など、接触の防止について対策を行っていなかった。適正な安全管理の指導に留意されたい。	まちづくり部 長崎駅周辺整備室	○		部長、部内の所属長及び工事担当係長による研修会、室内の工事担当者による研修会を開催し、今回の事案に関する安全管理における規則の再確認と事案が発生した原因の共有を行い、適正な安全管理のための監督指導の徹底について、職員への周知を図った。（R3.2） また、受注者に対して通知文を提出し、指導を行った。（R3.3）
3	マンホールの高さ調整を追加する設計変更理由について、当初から道路計画高さを変更して発注していたが、本工事では道路計画高さを変更していないのに、本工事の道路計画高さの変更を行ったとして、実際と異なる理由を記載していた。適正な処理に留意されたい。	まちづくり部 長崎駅周辺整備室	○		部長、部内の所属長及び工事担当係長による研修会、室内の工事担当者による研修会を開催し、問題の背景や顛末の共有と、本来であれば当初からマンホールの高さ調整を計上しておくべきであったこと、変更理由は脱漏などとして記載すべきであったことなどを確認した。 また、今後このような事案が生じないよう、工事の発注時や変更時の事務において、内容の精査や確認を十分に行い、適正な処理に努めるよう職員への周知徹底を図った。
4	作業車両を車道に設置していたが、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。	まちづくり部 景観推進室	○		部長、部内の所属長及び工事担当係長による研修会、室内の工事担当者による研修会を開催し、今回の事案に関する諸法令の再確認と事案が発生した原因の共有を行い、法令遵守のための監督指導の徹底について、職員への周知を図った。（R3.2） また、今後は受注者に対し、道路使用許可の写しを提出させることを徹底する。
5	現場事務所設置の借地費用について、共通仮設費率に含まれているが、借地している下水処理場の敷地を、無料で受注者に使用させていた。適正な処理に留意されたい。	東総合事務所 地域整備課	○		現場事務所の設置にかかる借地費用については、上下水道局と締結した「高潮対策事業における東部下水処理場敷地の一部使用に係る協定書」に基づき、東部下水処理場敷地の一部を受注者に無償で使用させていたが、協定書のうち占用の目的から「現場事務所の設置」を削除するよう内容を改めた。

No	指摘内容	担当部署	措置状況		理由・内容等
			措置済み	検討中	
6	夜間の作業時に、作業車両を車道に設置していたが、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。	東総合事務所 地域整備課	○		工事受注者に対し、道路使用許可申請等の必要な手続きや道路使用許可証の工事看板への掲示について、工事打合せ簿で通知する工事着工前の主な確認事項において具体的に示し、受注者に説明することにより法令遵守の徹底を図る。 なお、今回の指摘事項について、課内で情報共有を行い、法令遵守及び再発防止に努めることとした。